平成 28 年 10 月 1 日から

福井県屋外広告物条例が変わります

福井県には、美しい自然や歴史的な街並みなど優れた景観が数多くあります。敦賀市においても、歴史ある港まちの風情を醸し出す敦賀港周辺をはじめ、氣比神宮や気比の松原など魅力ある景観を多く有しています。この多様な景観を今後も大切に守り育て、良好な景観づくりを進めるため、福井県屋外広告物条例が改正されました。

屋外広告物とは

屋外で公衆に対し、常時または一定の期間継続して表示されるもので、広告板、はり紙、のぼりなどさまざまな形態があります。屋外広告物を表示（設置）するときは、原則「市長の許可」が必要となります。

福井県屋外広告物条例とは

福井県では、**①良好な景観の形成、風致（ふうち）（自然のおもむき）の維持 ②公衆に対する危害の防止**を目的として、条例を定めています。条例では次のような広告物の設置を未然に防ぐために規則や基準が示されています。

▼大きさ、高さなどが過大で周辺景観との調和を欠く広告物

▼倒壊・落下など公衆に対して、危害を及ぼす恐れのある広告物

条例改正による主な変更点

今回の条例改正では、良好な地域の景観形成に向け、新たな規制などが導入されます。代表的な変更として、次のような点があります。

◆禁止地域などの細分化

現行の禁止地域を第1種、第2種、第3種禁止地域に分けるなど、景観の特性に応じて細分化し、地域区分ごとにメリハリのある規制を行います。

◆広告物の設置基準を改正

新たな基準で広告物の高さ、面積、色彩や表示（設置）個数などを制限します。

◆信号交差点周辺に新たな規制を導入

事故の危険性が高い信号交差点周辺では、より厳しい規制がかかります。

詳しい規制内容につきましては敦賀市都市政策課にお問い合わせいただくか、福井県ホームページをご参照ください。

例）条例改正により既存不適格となる広告物

許可地域にある店先で高さ15ｍの広告塔を設置していたが、今回の設置基準の改正により、高さを10ｍまで抑えなければならない。

※既存不適格…法改正などにより、新たな基準を満たさなくなった状態。

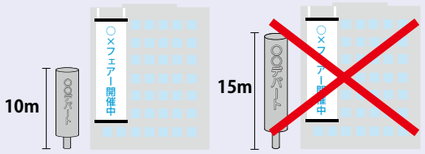

敦賀市屋外広告物規制地域図（一部）

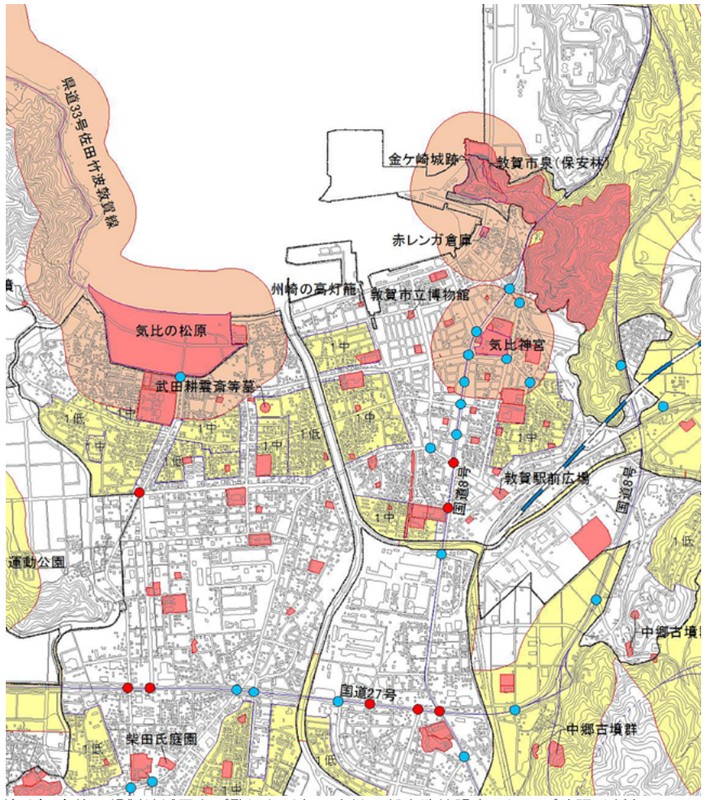

注１）全体の規制地域図をご覧になりたい方は、都市政策課窓口にてご確認ください。
注２）禁止地域において、広告物がすべて禁止されるわけではありません。

第１種禁止地域

・史跡、名勝、文化財
（氣比神宮、気比の松原など）
・都市公園、自然環境保全地域
・公共施設（図書館、博物館など）　等

第２種禁止地域

・史跡、名勝、文化財の周囲 300m
・自然公園や観光地周辺の道路沿線の両側 300m（県道佐田竹波敦賀線）　等

第３種禁止地域

・高速道路、新幹線の両側 500m（＊）
・幹線道路の両側 300m（＊）
・都市公園、図書館などの周囲 300m
・低層、中高層住居専用地域　等
（＊）… 商業地域などを除く

許可地域

上記全てを除く地域

重要交差点
規制交差点

・道路規模が大きい、交通量が多い、もしくは事故の危険性が高い交差点
・信号交差点の周囲 30m に自家用広告物（自己の店舗の敷地内で、その店舗の名称などを表示する広告物）以外の広告物を原則設置禁止

既存不適格となる広告物の 経過措置と補助制度

経過措置　現在、許可基準に適合し、適切に設置されている広告物で新基準に適合しない既存不適格広告物については、地域別に下記のとおり経過措置が設けられています。

・禁　止　地　域
・信号交差点周辺
→ 改正条例が施行されてから**６年間の猶予期間**があるため、平成 34 年９月 30 日まで撤去改修が必要となります。

・許　可　地　域
→ 広告物の変更（改造）時に新基準を適用します。

補助制度　既存不適格広告物については、平成 30 年に開催予定の福井国体までに、改善が進むよう期間を限定し、撤去、改修費用の一部を支援します。

（１）補助期間　平成 28 年 10 月１日～平成 30 年８月 31 日
（２）補助対象経費　広告物の撤去・改修費
（３）補助率　３分の２（県：２分の１、市：６分の１）　※補助対象上限額があります。

問合せ先　都市政策課　☎ 22 － 8137